



協発第 141226-01 号
平成 26 年 12 月 26 日

厚生労働省保険局長
唐澤 剛 様

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

平成 27 年度の保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成 22 年度から 3 年連続で保険料率を大幅に引き上げ、現在の協会けんぽの平均保険料率は 10% に達しており、これ以上の引き上げは、中小・小規模企業の経営者の経営や加入者の生活に大きな負担となるものです。

平成 27 年度の保険料率については、これまでの運営委員会での議論を踏まえ、下記の事項の実現に向けた必要な検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 協会けんぽの財政基盤を強化、安定化させるとともに、当協会の加入者や事業主の保険料負担を軽減するため、次期医療保険制度改革において、次の措置を講じること。
 - (1) 協会けんぽに対する国庫補助率を健康保険法本則上限の 20% に引き上げること。
いわんや、協会けんぽに対する国庫補助率の 13% への引下げは、中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員を犠牲にするものであり、容認することはできない。
 - (2) 高齢者医療制度を見直すこと
 - ① 高齢者医療への公費負担の拡充
 - ② 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
 - (3) 傷病手当金や出産手当金の見直し等
2. 平成 27 年度の平均保険料率については、平成 26 年度と同じ平均保険料率 10% に据え置くこともできるようにすること。
3. 平成 27 年度の激変緩和率については、激変緩和率の拡大に関する長期の計画を踏まえ、政令の規定に従い拡大しつつも、支部での最高保険料率の変動ができる限り最小限となるような率とするとともに、支部評議会における検討に間に合うよう、当協会へ通知すること。